# 主な連絡先一覧

問い合わせ先 本庁舎財産管理課 @ 0857-20-3112

庁舎	階	課名	電話番号
		市民総合相談課	0857-20-3158
		市民課証明コーナー	0857-20-3065
	1階	出納室	0857-20-3321
		建築指導課	0857-20-3281
		建築住宅課	0857-20-3291
		生活環境課	0857-20-3216
		行財政改革課	0857-20-3111
	2階	職員課	0857-20-3107
		都市企画課	0857-20-3253
		中心市街地整備課	0857-20-3276
		交通政策室	0857-20-3257
		都市環境課	0857-20-3277
本庁舎		都市緑化推進室	0857-20-3270
17.75		道路課	0857-20-3263
		企画調整課	0857-20-3153
		中山間地域振興課	0857-20-3184
	3階	秘書課	0857-20-3006
	0 10	広報室	0857-20-3159
		協働推進課	0857-20-3181
		文化芸術推進課	0857-20-3226
		総務課	0857-20-3102
	4 DH	財産管理課	0857-20-3112
	4階		0857-20-3012
		危機管理課	0857-20-3127
	E DH:	人権推進課	0857-20-3143
	5階	市議会事務局	0857-20-3342
		経済戦略課	0857-20-3249
		雇用創造推進室 企業立地・支援課	0857-20-3134 0857-20-3223
		観光コンベンション推進課	0857-20-3227
		島取砂丘・ジオパーク推進室	0857-20-3036
		農業振興課	0857-20-3232
		林務水産課	0857-20-3235
	2階	全国豊かな海づくり大会推進室	0857-20-3078
第二庁舎	_ , _	農村整備課	0857-20-3241
		簡易水道室	0857-20-3246
		教育総務課	0857-20-3352
	3階	学校教育課	0857-20-3356
	/ DH:	文化財課	0857-20-3367
	4階	体育課	0857-20-3371
		農業委員会事務局	0857-20-3392
	5階	検査契約課	0857-20-3147
	1階	市民総合相談センター	0857-20-3861
		市民課	0857-20-3491
		市民税課	0857-20-3411
		固定資産税課	0857-20-3421
		収税課	0857-20-3431
		滞納整理室	0857-20-3435
駅南庁舎		高齢社会課	0857-20-3451
W (11373 L		鳥取中央包括支援センター	0857-20-3457
		生活福祉課	0857-20-3472
		障がい福祉課	0857-20-3471
		保険年金課	0857-20-3482
	O BLL	児童家庭課	0857-20-3461
	2階		0857-27-5182
	3階	情報政策課	0857-20-3871
さざんか	3階	保健医療福祉連携課	0857-20-3914
会館		こども家庭支援室	0857-20-0122
	4階	中央保健センター	0857-20-3191

庁舎	階	課名	電話番号	
	2階	選挙管理委員会事務局	0857-20-3386	
福祉文化	乙陷	市史編さん室	0857-21-0860	
会館	3階	男女共同参画課	0857-20-3166	
	5階	監査委員事務局	0857-20-3382	
	1階	下水道企画課	0857-20-3924	
環境下水 道部庁舎	1 10	下水道経営課	0857-20-3923	
	2階	下水道管理課	0857-20-3311	
	1	下水道建設課	0857-20-3307	
ナルトン・ケ	3階	水質検査室	0857-20-3316	
文化センター	1階	生涯学習課	0857-20-3361	
国府町	1階	市民福祉課	0857-39-0557 0857-39-0560	
総合支所	2階	産業建設課 地域振興課	0857-39-0555	
	乙阳	地域振興課	0857-75-2811	
福部町	1階	市民福祉課	0857-75-2812	
総合支所	I PH	産業建設課	0857-75-2814	
	1 階	市民福祉課	0858-76-3113	
河原町	1 10	産業建設課	0858-76-3115	
総合支所	2階	鳥取南地域工事事務所	0858-76-3126	
	-10	地域振興課	0858-76-3111	
		地域振興課	0858-87-2111	
用瀬町	1 DH:	市民福祉課	0858-87-3782	
総合支所	1階	産業建設課	0858-87-3786	
		用瀬町分室	0858-87-3787	
佐治町総合支所		地域振興課	0858-88-0211	
	1階	市民福祉課	0858-88-0213	
		産業建設課	0858-88-0215	
		地域振興課	0857-82-0011	
気高町	1階	市民福祉課	0857-82-3159	
総合支所	, , ,	産業建設課	0857-82-3154	
		鳥取西地域工事事務所	0857-82-3155	
鹿野町	1 階	地域振興課市民福祉課	0857-84-2011 0857-84-2013	
総合支所	1階	産業建設課	0857-84-2013	
		地域振興課	0857-85-0011	
青谷町		市民福祉課	0857-85-0012	
総合支所	1階	産業建設課	0857-85-0015	
11-0-0-2/71		青谷町分室	0857-85-0014	
国府町		130 373 =		
中央公民館	1階	国府町分室	0857-39-0563	
福部町 中央公民館	1階	福部町分室	0857-75-2815	
	3			
河原町	1階	河原町分室	0858-76-3123	
中央公民館	3 ' ' "	7 3,50 3 73 ==		
佐治町	1階	佐治町分室	0858-88-0218	
中央公民館	I PE	1470年	0000 00 0210	
気高町	4 04	<u> </u>	0055 00 4444	
中央公民館	1階	気高町分室	0857-82-1411	
鹿野町				
中央公民館	1階	鹿野町分室	0857-84-2131	
<b>学習</b> .衣流		£= = 11   1   1   1   1   1   1   1   1	0055	
センター	2階	鳥取こやま地域包括支援センター	0857-32-2727	
用瀬地区	1 DH		0050 00 0054	
保健センター	1階	鳥取南地域包括支援センター	0858-76-2351	
気高地区	1 DH		0050 00 0004	
保健センター	1階	鳥取西地域包括支援センター	0857-82-6571	

## コンビニで軽自動車税が納付できるようになりました

平成23年度分の軽自動車税は、コンビニエンススト アでも納付できるようになりました。コンビニの営業時 間内であれば、土日や夜間もご利用いただけます。

なお、これまでどおり金融機関、ゆうちょ銀行・郵便 局の窓口でも納付できます。

#### 対象税目 軽自動車税

納付できる コンビニ

エーエム・ピーエム/エブリワン/ MMK 設置店/くらしハ ウス/ココストア/コミュニティ・ストア/サークルド/サ ンクス/スパー北海道/スリーエイト/スリーエフ/生活彩 家/セイコーマート/セーブオン/セブンーイレブン/タイ エー/デイリーヤマザキ/ハセガワストア/ファミリーマー ト/ポプラ/ミニストップ/ヤマザキスペシャルパートナー ショップ/ヤマザキデイリーストアー/ローソン

### 市街化調整区域における開発許可基準の改正

問い合わせ先 本庁舎建築指導課 60857-20-3283

このたび、開発許可基準の一部を改正し、人口減少・超高 齢社会や高速道路網の整備に対応したまちづくりを実現する ため、市街化調整区域における日用利便施設と沿道サービス 施設に関する開発許可基準を改正し、今年8月1日より施行 することとなりましたので、その具体的な内容を紹介します。

- ※ 市街化調整区域:都市計画区域内で、市街化を抑制するために、 各種施設の建築を制限している地域
- ※ 日用利便施設: 市街化調整区域の住民の日常生活に必要な 物品の販売、加工若しくは修理を営む店舗や事業場など
- ※ 沿道サービス施設:道路の円滑な交通を確保するため に、適切な位置に設けられる給油所又はコンビニエン スストアなどの休憩所

#### ■改正後の開発許可基準の概要

利便

- ・許可対象業種(127業種)であること
- ・既存の集落内又は既存の集落に隣接すること
- ・市街化区域から 1 も以内に立地する場合は顧客のうち 市街化調整区域内の住宅戸数が50 なを超えること
- ・敷地規模が 1000 平方に以下で、かつ、延床面積が 300平方に以下であること

沿道サ

- ・市街化区域から1 \*。以上離れ、かつ、国道及び県道のうち平日 12 時間自動車交通量が 1 万台以上の道路区間に立地すること
- ・既存の集落から50~以上離れて立地すること
- ・休憩所は、敷地面積 3000 平方に以下、延床面積 1000 平方に以 下であり、敷地面積の50な以上の駐車場スペースを有すること
- ・給油所は、民間車検場を併設しないこと

※ 上記以外にも許可に必要な要件があります。必ずお問 い合わせください。

問い合わせ先 駅南庁舎市民税課 60857-20-3413

#### ●コンビニで納付される際の注意事項

つぎの場合はコンビニでは納付できません。納税通知書に 記載している金融機関や市役所の窓口で納付してください。

- ▷納期限が過ぎたもの
- ▷バーコードが印刷されていないもの
- ▷破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- ▷金額が訂正されたもの



※コンビニで納付できる納付書には、バーコードが印字されています。

### テレビの地デジ化お済みですか?

問い合わせ先 駅南庁舎情報政策課 🖪 0857-20-3838 デジサポ鳥取 60857-33-4800

テレビの地上アナログ放送は平 成23年7月24日正午に、地上 デジタル放送(地デジ)へ完全移 行します。これにより、地デジ化 がお済みでない場合は、テレビ番 組がご視聴いただけなくなります。



本市では、出張説明会や街頭活動などで周知・啓発を 行い、各家庭での地デジ化は着実に進んでいるものの、 高齢者世帯の進捗があと一歩の状況にあります。

- ①地デジ化のことがよく分からない
- ②地デジ化に対応済かどうか分からない
- ③地デジのことを知らない人(特に高齢者)を知っている という場合は、問い合わせ先までご連絡ください。
- ※ 全国で地デジに関連する悪質商法が発生しています。総務省 や市役所、テレビ局などが地デジ化でお金を請求することは -切ありません。身に覚えのない請求を受けた場合は、駅南 庁舎市民総合相談センター 60857-20-3863 へご相談ください。

総務省では、経済的な理由で地デジ化できない市民税非課 税世帯へ、地デジ対応可能な簡易チューナーを無償給付しま す。詳しくは、市報2月号24ページをご覧ください。

※ 地上デジタル放送をご視聴いただくには、簡易チューナー以 外に、別途工事(有料)が必要な場合があります。

#### ■地デジに関する相談会

と き:5月9日(月)~13日(金)10:00~16:00 ところ: 駅南庁舎 1階日本海新聞側エレベーターホール前

### 5月の祝日のごみ収集(鳥取地域)

問い合わせ先 本庁舎生活環境課 60857-20-3217

祝日がごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

	月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレー・資源ごみ 小型破砕ごみ	
5月	1日(日)			お休みします			
5月	2日(月)	収集します					
5月	3 日 (火·祝)	収集します		10日(火)に振り替えて収集します	お休みします		
5月	4 日 (水·祝)	収集します		11日(水)に振り替えて収集します	お休みします		
5月	5 日 (木·祝)	収集し	<b>)ます</b>	12日(木)に振り替えて収集します	お休みします		

※朝8時までに必ずごみを出してください。

※ 新市域については総合支所だよりをご覧になるか、各総合支所市民福祉課(6612ページ)までお問い合わせください。

### 乾電池・蛍光管の収集



他のごみと区別し、それぞ れ別の透明または半透明な袋 などに入れ、6月1日(水)~ 7日(火)の小型破砕ごみの収 集日にごみステーションに出 してください。蛍光管は購入 時のケースに入れるなど、壊 れないようにしてください。